

譲渡対象者の基準

- 1 譲渡される動物を適正に飼い、最期までお世話ができること
- 2 犬の場合、市町村への登録と狂犬病予防注射を毎年接種し、鑑札・狂犬病予防注射済票を犬につけること
- 3 マイクロチップに飼い主情報の登録をすること
- 4 迷子札などの飼い主情報を動物につけること
- 5 避妊去勢手術を実施すること
- 6 飼う場所が【ペット飼養可】であること
- 7 同居人全員の同意があること
- 8 25歳以上65歳未満であること
但し、譲渡される動物の年齢や特性などから、最期まで飼えると判断された場合はこの限りではありません
その場合、万一飼うことが出来なくなった場合に備えて、代わりに飼う人(65歳未満)の誓約書(任意様式)を提出できること
- 9 原則、独居でないこと
その場合、万一飼うことが出来なくなった場合に備えて、代わりに飼う人(65歳未満)の誓約書(任意様式)を提出できること ※職員がその方へ意思を確認をします
- 10 原則、先住犬猫は1頭までであること
- 11 飼育講習会を受講できること
- 12 センターに通うことが出来る地域に住んでいること
- 13 センターが実施する譲渡後の確認(訪問含む)に協力できること
- 14 その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること